

登 録 電 気 工 事 業 者 変 更 事 項 一 覧 表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
変更事項 提出書類等	個人の場合		法人の場合			営業所			電気工事の種類	主任電気工事士 工事士資格
	氏名	住所	名称	所在地	代表者・役員	名称	所在地	増設		
登録事項等変更届出書（様式第11）										
誓約書兼主任電気工事士雇用証明書										
主任電気工事士等実務経験証明書										
主任電気工事士の電気工事士免状の写し										
備付器具調書										
標識仕様書										
届出書が個人の場合：住民票抄本										
届出書が個人の場合：戸籍抄本										
届出者が法人の場合：履歴事項全部証明書										
現在手元にある登録電気工事業者登録証原本										
手数料：2,200円										

手数料2,200円は、埼玉県収入証紙により、登録事項等変更届出書（様式第11）に貼付してください。

（手数料は、改定される場合があります。）

収入証紙の誤購入等による返金はできません。十分注意してください。

収入証紙の販売は、埼玉県出納総務課のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

日本政府の収入印紙による納付はできません。

電 気 工 事 業 の 【 登 録 の 変 更 】 手 続

この案内は、既に登録している方が、その登録を変更する際にお読みいただくものです。
建設業許可をお持ちの方、自家用電気工作物の工事のみを行う方は別の手続になります。

【提出方法・問合せ先】

1 提出方法

提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）としてください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類の到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 8 4 3 5

F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 8 4 4 4

メール : a2970-04@pref.saitama.lg.jp

【 注 意 事 項 】

- 1 提出書類は、A 4 サイズで 1 部作成してください。
- 2 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを 1 部作成し、同封してください。
審査終了後、收受印を押印し登録証とともに返送します。
- 3 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。
お手元に控えを 1 部、残すようにしてください。
- 4 住民票抄本（又は履歴事項全部証明書）は申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りません。
- 5 登録証は個人住所（又は法人所在地）に郵送します。営業所所在地で受け取りたい場合は、あらかじめ、お問合せください。

6 No. 8、10について、

「電気工事士免状の事前連絡票 兼 実務経験証明書の事前連絡票」を電子申請により送信してください。申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

7 No. 8、10について、主任電気工事士が第一種電気工事士の場合、

「主任電気工事士等実務経験証明書」の提出は不要です。

8 電気工事の種類の変更に当たって自家用電気工作物を追加する場合で、主任電気工事士が第二種電気工事士のときは、「認定電気工事従事者認定証」の写しを提出してください。

電気工事の種類の変更に伴って主任電気工事士又は主任電気工事士の資格を変更する場合は、No. 10に該当します。

9 建設業許可を取得した場合は、開始届出の手続が必要です。詳しくは「届出に該当する事業者の手続」で確認してください。

10 No. 5～8、10の変更の場合、信書を送ることが可能で到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）の返信用封筒（角型2号程度の大きさ）を同封してください。

【 各変更事項について 】

No. 1) 個人氏名

個人事業主の氏名を変更する場合は、承継や相続に伴って氏名を変更する場合は、承継届等も提出してください。

No. 2) 個人住所

個人事業主が住所（住民票上の所在地）を変更する場合は、

No. 3) 法人名称

登記上の法人名称を変更する場合、「有限会社」を「株式会社」に変更する場合などです。

No. 4) 法人所在地

登記上の本店所在地を変更する場合は、

No. 5) 法人代表者・役員

登記上の取締役や監査役の就退任等があった場合は、

№ 6) 営業所名称

店舗の名称や屋号などを変更する場合は、

№ 7) 営業所所在地

店舗を移転した場合は、移転先が、埼玉県が管轄する市町村の場合に限ります。

№ 8) 営業所増設

県内に営業所を増設する場合は、県外に増設することを検討されている場合は、事前にお問合せください。

№ 9) 電気工事の種類

自家用電気工作物を追加したい場合や、削除したい場合は、

一般用電気工作物をやめて自家用電気工作物のみに変更したい場合は、「開始通知」の手続が必要です。以下のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-tsuuchi.html>

№ 10) 主任電気工事士・工事士資格

主任電気工事士を交代する場合や、主任電気工事士が新たな電気工事の資格を取得した場合は、

主任電気工事士を交代する場合は、事前に「電気工事士免状の事前連絡票兼実務経験証明書」の事前連絡票」を電子申請により送信してください。

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>